

【その他】

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 松本 和明 内線 3600



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和5年7月3日	755,540円 (755,540円)	10割	○相手方 住所：太田市新田小金井町321-18 氏名：ワシントンモーターズ(株) 代表取締役社長 乾 環 ○概要 太田市新田小金井町地内で令和5年1月17日発生。車両点検のため車庫に入庫しようとしたところ、高さ制限の確認不足により、公用車の荷台部分が車庫の屋根に接触し、これを損傷させ、損害を与えたもの

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い あいおいニッセイ同和損害保険(株)にて対応しました

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年7月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課 東地区スポーツ施設係
45-8118(ダイヤル)

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防本部消防長 氏名 竹内 富雄 外線 (TEL) 33-0200



【 表 題 】

財産の取得について

【 目 的 】

車両・資機材ともに老朽化した西部消防署の高規格救急自動車を更新し、救急業務の充実強化を図ることを目的とするものです。

【 概 要 】

- 1 取得財産 高規格救急自動車 1台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得予定価格 37,202,000円 (消費税込)
- 4 契約の相手方 群馬県前橋市城東町一丁目6番地の8
群馬日産自動車株式会社
代表取締役 天野 慎太郎
- 5 入札指名業者 2者
群馬トヨタ自動車株式会社法人部、群馬日産自動車株式会社
- 6 配置予定先 西部消防署
- 7 納入期限 令和6年3月29日 (金) まで
- 8 その他 令和5年9月定例会に議案として提出予定です。

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 消防本部 救急課 救急係 33-0306 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 竹内 富雄 外線(TEL) 33-0200



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

救急活動中の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 救急活動中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和5年5月30日	81,847円 (81,847円)	10割	令和4年11月13日、太田市藤久良町地内において、消防職員が相手方を搬出していたところ、ベッドの柵に備え付けられた金具に相手方の右下腿前面を接触させたことにより、相手方が受傷したものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 消防業務賠償責任保険にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年7月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 消防本部 中央消防署 沢野分署 救急第1係 33-7119 ダイヤルイン

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 竹内 富雄 内線 (TEL) 33-0200



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

消防隊による救急活動支援中の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 救急隊支援活動中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和5年5月30日	187,187円 (187,187円)	10割	令和5年1月26日、太田市只上町地内において、消防隊が救急隊の活動を支援するため、福祉施設の敷地内駐車場の浄化槽の蓋の上を消防車両により通過したところ、当該蓋が破損し、その所有者である相手方に損害を与えたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い

一般財団法人 全国自治協会 自動車事故共済にて対応しました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年7月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 東部消防署 40-2119 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 竹内 富雄 内線 (TEL) 33-0200



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

消防隊による救急隊支援活動のための出動中の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 救急隊支援活動中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和5年5月30日	481,690円 (481,690円)	10割	令和5年2月20日、太田市清原町地内における国道50号線上の交通事故現場へ救急隊支援活動のため出動中、東金井交差点方向に信号待ちで停車中の車両と対向車の間を通り抜ける際、消防車の右側側面と当該対向車の右側側面後方が接触したことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の支払い

一般財団法人 全国自治協会 自動車事故共済にて対応しました

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年7月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 東部消防署 40-2119 タイヤン

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 竹内 富雄 内線 (TEL) 33-0200



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

救急用自動車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 救急用自動車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和5年5月30日	212,140円 (212,140円)	10割	令和5年1月29日、太田市新田木崎町1396番地8付近の市道において、消防職員の運転する救急自動車が丁字路を右折する際、その右側面が相手側の所有するブロック塀に接触し、これが破損したことにより、相手方に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償の支払い 一般財団法人全国自治協会自動車事故共済にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年7月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 消防本部 西部消防署 56-8119 ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200



【 表 題 】

株式会社おおたコミュニティ放送 第25期決算状況について

【 目 的 】

本市が出資する株式会社おおたコミュニティ放送について、その出資及び経営等の状況を報告するものです。

【 概 要 】

1 資本金の状況

資本金額 9,400万円

市出資金額 2,125万円

持株数425株（1株5万円）、持株比率24.32%

2 第25期（令和4年4月1日～令和5年3月31日）経営状況

（1）事業概要

日頃から地域に根差した質の高い情報を提供するとともに、日常生活に大きな影響を及ぼす非常時においては、放送を通じて地域住民の皆さまが必要とする情報を適切に伝達する体制を整えております。

売上高については、地元企業の提供番組及びサイネージ広告の受注増、観光案内所運営等の多角的な業務により、前年比106.7%の60,339千円となりました。また、経費（製造原価）については、営業体制の変更等により販売費及び一般管理費を前年度比92.8%の16,828千円とすることができ、当期純利益は前年比237.5%の1,325千円となりました。

（2）決算概況（※詳細は別紙のとおり）

財務諸表	貸借対照表	資産合計	132,683千円
		負債合計	18,862千円
		純資産合計	113,821千円

損益計算書	税引前当期純利益	1,937千円
	当期純利益	1,325千円

【 備 考 】

問い合わせ先 企画部 広報課 広報係 内線2253 47-1812（ダイヤルイン）

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 瀬古 茂雄 内線2300



【 表 題 】

令和4年度における太田市情報公開条例及び太田市個人情報保護条例の運用状況の報告について

【 目 的 】

太田市情報公開条例第18条および太田市個人情報保護条例第27条の規定に基づき、毎年1回、運用状況を取りまとめ、公表するものです。

【 概 要 】

1 内容

令和4年度における両条例の運用状況を取りまとめたものです。

2 運用状況

(1) 太田市情報公開条例に基づく開示請求・開示決定等実績 (単位：件)

請求件数	開示決定等件数	(内 訳)					
		開示	部分開示	不開示 ※1	任意的開示		
					開示	部分開示	不開示 ※2
2206	2206	1693	23	124	231	120	15

任意的開示：市民、市内に在勤・在学する人以外からの開示請求

※1 文書不存在 124件

※2 文書不存在 15件

◇ 審査請求 0件

(2) 太田市個人情報保護条例に基づく開示請求・開示決定等実績 (単位：件)

請求件数	開示決定等件数	(内 訳)		
		開示	部分開示	不開示※3
135	135	61	69	5

※3 文書不存在 5件

◇ 審査請求 0件

(3) 個人情報取扱事務の届出件数 (カッコ内：特定個人情報取扱事務件数)

800件 (110件)

3 その他

6月22日の太田市情報公開及び個人情報保護審査会に報告済。総務企画委員会協議会に報告後、太田市広報8月1日号及び市ホームページに掲載します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 総務部 総務課 総務係 内線2311 47-1815ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 瀬古 茂雄 内線2300



【 表 題 】

令和4年度市税等の収入状況について

【 目 的 】

令和5年5月末日現在の市税及び国民健康保険税の収入状況を報告するものです。

【 概 要 】

(単位：千円、%、ポイント)

区 分	令和4年度			令和3年度			収 納 率 前年対比	
	収入済額	収入未済額	収納率	収入済額	収入未済額	収納率		
市 税	現年	38,493,109	408,272	98.93	36,694,513	411,100	98.87	0.06
	滞繰	411,034	874,830	26.39	570,710	1,139,811	28.77	-2.38
	計	38,904,144	1,283,102	96.15	37,265,223	1,550,911	95.32	0.83
国 保 税	現年	4,000,717	451,606	89.42	4,081,000	504,777	88.60	0.82
	滞繰	478,835	1,269,480	22.95	537,714	1,586,669	21.02	1.93
	計	4,479,552	1,721,086	68.26	4,618,714	2,091,446	64.44	3.82
合 計	現年	42,493,826	859,877	97.95	40,775,512	915,877	97.74	0.21
	滞繰	889,869	2,144,310	24.42	1,108,424	2,726,480	24.40	0.02
	計	43,383,696	3,004,188	92.27	41,883,937	3,642,357	90.55	1.72

注1) 収入未済額は、不納欠損額を除いた額である。

注2) 千円未満の端数処理をしているため、合計が一致しない場合がある。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 総務部 収納課 管理係 内線 2378 47-1936ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 瀬古 茂雄 内線2300



【 表 題 】

令和4年度市税等不納欠損について

【 目 的 】

令和5年3月末日における市税及び国民健康保険税に関する不納欠損状況を報告するものです。

【 概 要 】

(単位：円)

区 分	現 年 分	滞 納 繰 越 分				合 計
	即時欠損	執行停止処分 後3年経過	即時欠損	執行停止中時効	小 計	
個人市民税	454,939	6,289,066	74,414,262	28,191,860	108,895,188	109,350,127
法人市民税	156,000	86,082	8,736,803	1,582,761	10,405,646	10,561,646
固定資産税	1,411,817	6,030,341	96,373,697	24,188,378	126,592,416	128,004,233
軽自動車税	8,000	447,900	4,150,337	3,311,462	7,909,699	7,917,699
都市計画税	117,083	493,459	7,925,354	1,979,323	10,398,136	10,515,219
市 税 計	2,147,839	13,346,848	191,600,453	59,253,784	264,201,085	266,348,924
国 保 税	411,400	28,700,746	197,336,577	105,141,679	331,179,002	331,590,402
総 計	2,559,239	42,047,594	388,937,030	164,395,463	595,380,087	597,939,326

(参 考)

(単位：円)

区 分	現 年 分	滞 納 繰 越 分				合 計
	即時欠損	執行停止処分 後3年経過	即時欠損	執行停止中時効	小 計	
R3市税計	683,534	9,325,668	172,385,667	86,270,699	267,982,034	268,665,568
R3国保税	119,900	21,701,807	260,715,492	144,904,481	427,201,880	427,321,780
R3総 計	803,434	31,027,475	433,101,159	231,175,180	695,183,914	695,987,348

【 備 考 】

* 問い合わせ先 総務部収納課収納1係 内線3211 47-1946ﾀﾞｲﾚﾝ

- 内 容 【 2.連絡事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

令和4年度 太田市子どもプラッツ及び放課後児童クラブ保護者負担金の債権放棄に係る報告について

【 目 的 】

太田市債権管理条例（令和3年太田市条例第3号）第17条第1項の規定により、令和4年度に放棄をした債権について、同条第2項の規定により報告するものです。

【 概 要 】

- 1 放棄した債権の種類 太田市子どもプラッツ保護者負担金（私債権）
放課後児童クラブ保護者負担金（私債権）
- 2 債権を放棄した年月日 令和5年3月28日
- 3 放棄した債権の内容

太田市子どもプラッツ保護者負担金

放棄事由	人 数	債権の放棄額（円）	備 考
第1・6号に該当	3人	32,000円	別紙参照
第1・7号に該当	2人	9,000円	〃

放課後児童クラブ保護者負担金

放棄事由	人 数	債権の放棄額（円）	備 考
第1・6号に該当	1人	10,000円	別紙参照

※放棄事由

- 第1号・・・時効期間が満了したとき
- 第6号・・・債務者の無資力、生活困窮が明らかになったとき
- 第7号・・・住民基本台帳より職権削除、行方不明の場合

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉子ども部 児童施設課 放課後児童支援係 内線 2592

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線 (TEL) 3400



【 表 題 】

令和4年度太田市藪塚本町介護老人保健施設使用料・自己負担金の債権放棄に係る報告について

【 目 的 】

太田市債権管理条例（令和3年太田市条例第3号）第17条第1項の規定により、令和4年度に放棄した債権について、同条第2項の規定により報告するものです。

【 概 要 】

- 1 放棄した債権の種類 太田市藪塚本町介護老人保健施設使用料・自己負担金（私債権）
- 2 債権を放棄した年月日 令和5年3月16日
- 3 放棄した債権の内容

放棄事由	人数	債権の放棄額	備考
条例第17条第1項第6号に該当	1人	156,434円	対象年度:平成18年度

※放棄事由

第6号 債務者の無資力、生活困窮が明らかになったとき

【 備 考 】

* 問い合わせ先 健康医療部 健康づくり課 管理係 外線46-5115

- 内容 【2.連絡事項】
- 公開 【1.可】
- 公開時期【2.委員会・委員会協議会后】

産業環境部長 氏名 井上 恵美子 内線2600



【表題】

令和4年度 内野霊園管理手数料の債権放棄に係る報告について

【目的】

太田市債権管理条例（令和3年太田市条例第3号）第17条第1項の規定により令和4年度に放棄をした債権について、同条第2項の規定により報告するものです。

【概要】

- 1 放棄をした債権の種類 内野霊園管理手数料（私債権）
内野霊園管理手数料滞納繰越分（私債権）
- 2 債権を放棄した年月日 令和5年3月24日
- 3 放棄した債権の内容

放棄事由	人数	債権の放棄額（円）	備考（対象年度）
条例第17条第1項第7号に該当	1人	12,000円	平成27年度～ 令和4年度

※放棄事由

第7号 債務者の失踪、所在不明が明らかになったとき

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 環境対策課 環境保全係 内線2622 ダイヤル47-1893

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

令和4年度市営住宅使用料等の債権放棄に係る報告について

【 目 的 】

太田市債権管理条例第17条第1項の規定により令和4年度に放棄をした債権について、同条第2項の規定により報告するものです。

【 概 要 】

- 1 放棄した債権の種類 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料
- 2 債権を放棄した年月日 令和5年3月20日
- 3 放棄した債権の内容

放棄事由	人数	債権の放棄額 (円)	備考
条例第17条第1項第7号に該当	18	13,067,730	所在不明

※内容の詳細については別紙のとおり

【 備 考 】

*問い合わせ先 都市政策部建築住宅課住宅政策係 内線2751 47-1898ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

令和4年度市営住宅使用料等の民法（時効の援用）による不納欠損について

【 目 的 】

民法第145条及び同法第166条1項の規定により令和4年度に不納欠損した債権について報告するものです。

【 概 要 】

- 1 債権の種類 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料
- 2 不納欠損した年月日 令和5年3月20日
- 3 消滅した債権の内容

事 由	人数	不納欠損額 (円)	備考
民法第145条及び同法第166条1項	1	596,410	時効消滅

※内容の詳細については別紙のとおり

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部建築住宅課住宅政策係 内線 2751 47-1898 ヲヤルン

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

住宅新築資金等貸付金の民法（時効の援用）による不納欠損について

【 目 的 】

民法第145条及び同法第166条1項の規定により令和4年度に不納欠損した債権について報告するものです。

【 概 要 】

- 1 債権の種類 住宅新築資金等貸付金
- 2 不納欠損した年月日 令和5年3月22日
- 3 消滅した債権の内容

事 由	件数	不納欠損額 (円)	備考
民法第145条及び同法第166条1項	4	8,751,342	時効消滅

※内容の詳細については別紙のとおり

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部建築住宅課住宅政策係 内線2752 47-1898ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

新婚夫婦向け市営住宅入居推進事業について

【 目 的 】

若年層の新婚夫婦を対象に、所得による家賃設定によらない低価格で市営住宅の空き住戸を賃貸し、利活用を図るものです。また、申込時の壁紙等の選択や入居後のリフォーム（模様替え）に対する補助金の支給により、近年の入居者の多様なニーズにも対応を可能とするものです。

【 概 要 】

1 主な入居条件

- (1) 婚姻予定者又は婚姻から1年以内の世帯（パートナーシップ宣言者含む）
- (2) 当事者双方が35歳未満
- (3) 市税等の滞納がないこと
- (4) 入居期間は最長10年間
- (5) 市内民間賃貸住宅にすでに同居している者の申請は不可

2 対象住宅及び家賃

富沢市営住宅：3部屋（2LDK）／月々40,000円

成塚市営住宅：2部屋（3DK）／月々35,000円

※応募状況により対象住宅の拡充を図ります。

3 入居住戸におけるリフォーム補助金

模様替え、主要構造部分に支障とならない範囲内で内装・建具・設備等の変更を認め、経費の1/2を総額で上限100万円までを補助するものです。（入居中、限度額内で3回まで申請可能）

4 今後のスケジュール（予定）

○募 集 期 間：令和5年8月15日（火）から令和5年9月14日（木）

○入 居 開 始：令和5年10月初旬から

○補助申請受付開始：令和5年10月以降

○周 知 方 法：広報おた 8月15日号掲載予定（同日以降市ホームページ掲載）

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部建築住宅課住宅政策係 内線2751 47-1898ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線2800



【 表 題 】

令和4年度太田市下水道事業等会計にかかる不納欠損について

【 目 的 】

令和5年3月末日における公共下水道等使用料及び受益者負担金に関する不納欠損状況を報告するものです。

【 概 要 】

(単位：件、円)

区 分		現 年	滞 納 繰 越 分			合 計	
		即時欠損	執行停止処分 後3年欠損	即時欠損	執行停止中 時効		小 計
公共下水道等使用料	件数	0	0	0	325	325	325
	金額	0	0	0	710,019	710,019	710,019
下水道事業受益者負担金	件数	0	0	0	23	23	23
	金額	0	0	0	286,600	286,600	286,600
合 計	件数	0	0	0	348	348	348
	金額	0	0	0	996,619	996,619	996,619

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 管理係・維持係 内線2671・2673 47-1921ダイヤル

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

行政事業部長 氏名 阿部 政夫 TEL0277-78-2114



【 表 題 】

一般財団法人太田市行政管理公社の経営状況の報告について

【 目 的 】

本市が出資する一般財団法人太田市行政管理公社について、その出資及び経営等の状況を報告するものです。

【 概 要 】

1 資本金総額

300万円（太田市出資割合 100%）

2 令和4年度決算に基づく経営等の状況

(1) 事業概要

市民福祉の向上や快適な居住環境の整備等に寄与することを目的に、公共施設の管理及び運営の受託並びに公共的事業を行っています。

(2) 財務概要

○正味財産増減計算書

〈経常収益計〉	〈経常費用計〉	〈当期正味財産増減額〉
1,694,319,437 円	－ 1,688,310,875 円	＝ 6,008,562 円
〈正味財産期首残高〉	〈当期正味財産増減額〉	〈正味財産期末残高〉
40,278,936 円	＋ 6,008,562 円	＝ 46,287,498 円

○貸借対照表

〈資産合計〉	〈負債合計〉	〈正味財産合計〉
117,481,368 円	＝ 71,193,870 円	＋ 46,287,498 円

3 その他

- ・ 詳細については、別紙経営状況説明書をご覧ください。
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3（財政状況の公表等）第2項の規定により太田市議会へ提出します。

【 備 考 】

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 小内 正 内線 (TEL)) 20-7086



【 表 題 】

令和4年度 学校給食費の債権放棄に係る報告について

【 目 的 】

太田市債権管理条例（令和3年太田市条例第3号）第17条第1項の規定により令和4年度に放棄をした債権について、同条第2項の規定により報告するものです。

【 概 要 】

- 1 放棄した債権の種類 学校給食費
- 2 債権を放棄した年月日 令和5年3月24日
- 3 放棄した債権の内容

放棄事由	人数	債権の放棄額（円）	備考
条例第17条第1項第6号に該当	18	5,489,416	
条例第17条第1項第7号に該当	9	287,210	
合 計	27	5,776,626	

※内容の詳細については別紙のとおり

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 学校施設管理課 学校給食係 20-7086 タイヤイン

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 1. 庁議後 】

教育部長 氏名 小内 正 (TEL) 20-7080



【 表 題 】

太田市社会教育総合センター空調設備改修工事請負契約締結の変更についての専決処分について

【 目 的 】

太田市社会教育総合センター空調設備改修工事請負契約締結の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分を行ったので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告するものです。

【 概 要 】

- 1 履 行 名 称 太田市社会教育総合センター空調設備改修工事
- 2 契 約 締 結 日 令和4年9月6日
- 3 履 行 期 間 令和4年9月7日から 令和5年8月31日まで
- 4 請 負 者 株式会社トーカイ 代表取締役 田中 光浩
- 5 契 約 金 額 原契約 196,350,000円 (消費税含む)
変更後 199,298,000円 (消費税含む)
増減額 2,948,000円
- 6 変更契約理由 令和5年3月から適用された公共工事設計労務単価 (以下「新労務単価」という。) は、令和4年度当初の単価と比べ、5.2%引き上げられました。この新労務単価の上昇を受け、確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建築業への入職が促進されるよう、国土交通省から「一定の既契約工事について、賃金の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項 (建設工事請負契約約款第26条第6項) を運用する」との同条項適用の要請がありました。ついては、この要請を踏まえ、当該条項の適用を実施し、契約金額の変更を行ったものです。
- 7 専決処分日 令和5年5月1日

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 生涯学習課 管理係 22-3442 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 小内 正 内線(TEL) 20-7080



【 表 題 】

太田市立小・中・義務教育学校における適正規模及び適正配置に関する基本方針（案）の
パブリックコメント実施について

【 目 的 】

少子化による児童生徒数の減少に伴い、学校の小規模化が見込まれる中、今後も教育環境
を整備し、質の高い教育を維持継続していくため、基本方針案を作成しました。策定に向け、
事前に基本方針案について市民から意見を求めるものです。

【 概 要 】

パブリックコメント

- ①公表資料 太田市立小・中・義務教育学校における適正規模及び適正配置に
関する基本方針（案）及び同概要版
- ②意見募集期間 令和5年8月1日（火）から令和5年8月31日（木）まで
- ③意見の公表予定時期 令和5年10月頃

【 備 考 】

問い合わせ先 教育部 学校教育課 企画係 20-7065 グヤルイン